

東海第二発電所 敷地境界線変更前後比較表

既許可申請書	変更後	変更点
		<p>①西側高台エリア(旧隣接事業所敷地)を, 可搬型設備保管場所, 緊急時対策所, 防火帯の設置及びアクセスルート設定に伴い東二敷地に追加。</p> <p>②北側エリア(原電所有地)を, 周辺監視区域境界線に合わせ東二敷地に追加。</p> <p>③東海発電所周辺エリア(原電所有地)を, 防潮堤設置, 及びアクセスルート設定に伴い東二敷地に追加。</p> <p>④西側エリア(原電所有地)を, SA設備設置及びアクセスルート設定に伴い東二敷地に追加。</p> <p>❶(参考)当初申請(2014/5/20)時では, 可搬型設備保管場所として国道西側(原電所有地)を予定していたが, 方針変更(①西側高台エリアへ変更)に伴い除外。</p>